

＜参考＞ その他

以下の措置は、今回の報告書の国・地域としては対象外であるが、昨今、導入され、貿易歪曲効果を有する措置であることから、取り上げるものとしたものである。

アルゼンチンの輸入許可制の導入措置

＜措置の概要＞

2008年11月4日付官報で金属製品（エレベータなど）について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける輸入許可制の導入を告知。我が国からのアルゼンチンむけの貨物の貿易が滞り、貿易に影響が出ている。

＜国際ルール上の問題点＞

非自動輸入許可措置を導入することは、導入目的によっては、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」に抵触する可能性がある。アルゼンチンは、販売前における監視及び管理制度導入を目的とするとしているが、GATT第20条の一般的例外として、恣意的若しくは正当とは認められない差別的待遇及び国際貿易の偽装された制限でないか否かについての検討が必要。

＜最近の動き＞

2009年3月に駐日アルゼンチン大使に対して、WTOルールに整合的な運用とするよう要請。また現地でも、駐アルゼンチン日本大使館よりアル

ゼンチン生産省に対し、本件への善処を求めた。引き続き我が国としては、アルゼンチン側の本措置への対応を注視していく。

ウクライナの関税引き上げ

＜措置の概要＞

2008年12月23日、ウクライナ最高会議は貿易収支の悪化を理由に、一時的措置として一部の必要不可欠な品目を除く全輸入品目に対して13%関税を引上げる関税引上げ法案を可決。2009年1月14日、ユーシチェンコ大統領（当時）は同法案への署名を拒否し、再審議のために最高会議に差し戻した。同年2月4日、最高会議は大統領の指摘に従い、関税引上げの対象リストを、除外品目を列挙する形式から引上げ品目を列挙する形式に変更するなどの修正を加えた上で法案を再度可決した。2月20日、ユーシチェンコ大統領（当時）が改正法案に署名し、同法は3月7日に施行された。

＜国際ルール上の問題点＞

GATT第2条では、加盟国に対して、譲許税率を超えない関税率の適用を義務づけている。

ウクライナの関税引上げは、譲許税率を上回っており、本条違反である。なお、ウクライナ側は本件措置について、外貨の深刻な減少という状況を受けて、国際収支回復の観点から導入したものであり、GATT第12条により許容されると主張

している。

<最近の動き>

我が国としては、ウクライナによる本件措置の導入以来、高市経済産業副大臣（当時）からウクライナ・ダニリシン経済大臣（当時）へ、そして現地大使館からウクライナ政府要人・議会関係者へ、とそれぞれ撤廃に向けての申し入れを行ったのに加え、同様の懸念を有する米、EUと共同してのデマルシュ（外交上の申し入れ）を行う等の働きかけを実施。他方WTO国際収支委員会では、ウクライナの関税引き上げ措置はWTO協定と両立しない措置であるとして、2009年9月7日を期限として本措置を撤廃するようウクライナ側に勧告を行った。これに対してウクライナは、本関税引き上げ措置を、9月7日に期限切れとなる形で撤廃した。